○農林水産省告示第二千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字餅打三六〇一、三六〇二、三六一七の一、三六一七の三、三六一七の五、三六一七の一二から三六一七の一四まで、三六一七の一六、三六一七の二二、字柊三六一九の八二から三六一九の八四まで、三六一九の八六、三六一九の八七、三六一九の八九、三六一九の九一、三六一九の九七、三六一九の九九、三六一九の一〇〇、三六一九の一〇三、字柿原七九五五の七から七九五五の九まで、字朝附八〇五三の二、八〇五三の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦字岩谷七七四・七七五・七八〇・七八四の一・七九三の八・七九四の一三・七九五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川市大字猪国七五三の三一、七五三の四七、七五三の四九から七五三の六二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字吉木山伐石ヨリ長谷山堺マデ二三九六の二七から二三九六の二九まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県黒部市生地字神明町一三三一の一三・堀切字北浜割二一一八の五・二一一八の六（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字高瀬字登り尾二二五八・二二五九の一・二二六〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県松山市河中町乙五五の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字拂ノ迫五〇五五の九、五〇五五の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字百合野二〇四〇の一一、二〇五三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字琵琶瀬一八〇一の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二